

令和 8 年度 学校事務担当職員研修資料

臨時職員の退職手当について

三八教育事務所

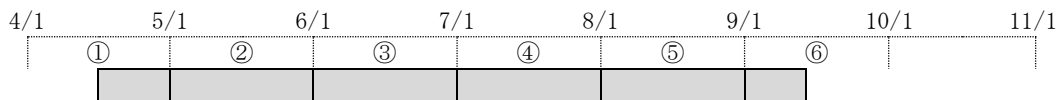
1 退職手当支給対象者について

支給対象者（職員の退職手当条例第2条第1項適用）

職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数が6月以上となる場合。
（1日でも在職していれば、在職した月となる。）

【令和2年4月1日以降、新たに任用された場合】

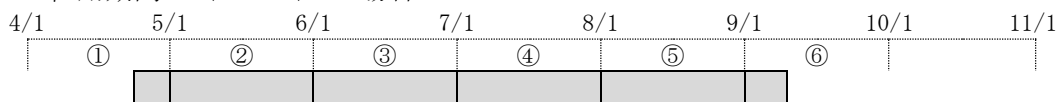
例1：任用期間が4/15～9/14の場合



実質5月だが、月単位により計算すると6月の在職期間がある

→ 在職月数 6月 支給対象

例2：任用期間が4/30～9/1の場合

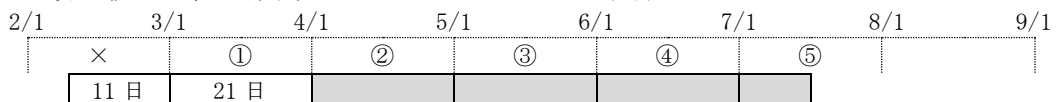


実質4月と2日だが、月単位により計算すると6月の在職期間がある

→ 在職月数 6月 支給対象

【令和2年3月31日以前から引き続いて任用されている場合】

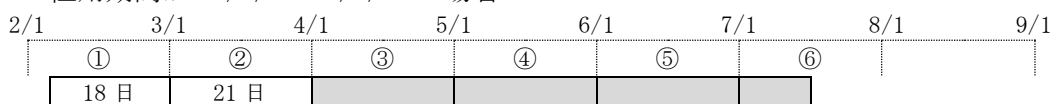
例3：引き続いた任用期間がR2/2/16～R2/7/15の場合



令和2年3月31日までは月の勤務日数が18日以上あることが条件になっており、令和2年2月は勤務日数の不足により条件を満たさないので在職月数として数えない

→ 在職期間 5月 支給対象外

例4：任用期間がR2/2/2～R2/7/15の場合



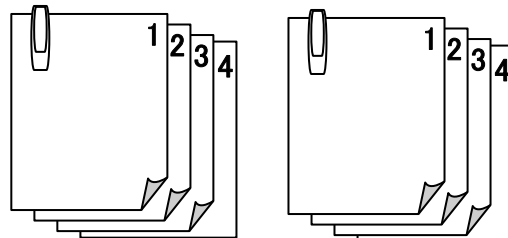
令和2年2月、3月の勤務日数が条件を満たしているため在職月数として数える

→ 在職期間 6月 支給対象

2 提出書類について

以下の1～4の順にそろえたものを2部提出してください。

- 1 退職手当請求書（様式第2号）
- 2 再就職に関する申立書（様式第3号）
- 3 履歴カードの写し
- 4 退職所得の受給に関する申告書



※上記書類（3 履歴カードの写しを除く）については、職員福利課給与・旅費関係様式等ダウンロードページ（下記URL）から最新のものをダウンロードし、書類を作成してください。

【<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/kyuuyoryohi.html>】

3 履歴カードの写し作成手順

履歴カードの写しについては、次のように体裁を整えてください。

(1) 履歴カードを、A 3 用紙 2 つ折り用紙に、原寸大でコピーすること。

※ 履歴カード原本のサイズに製本しない。

※ A 4 用紙にコピーしない。（下部の記載事項が見えなくなるため）

※ 発令内容に記載漏れや空白行が挿入されていないか確認すること。

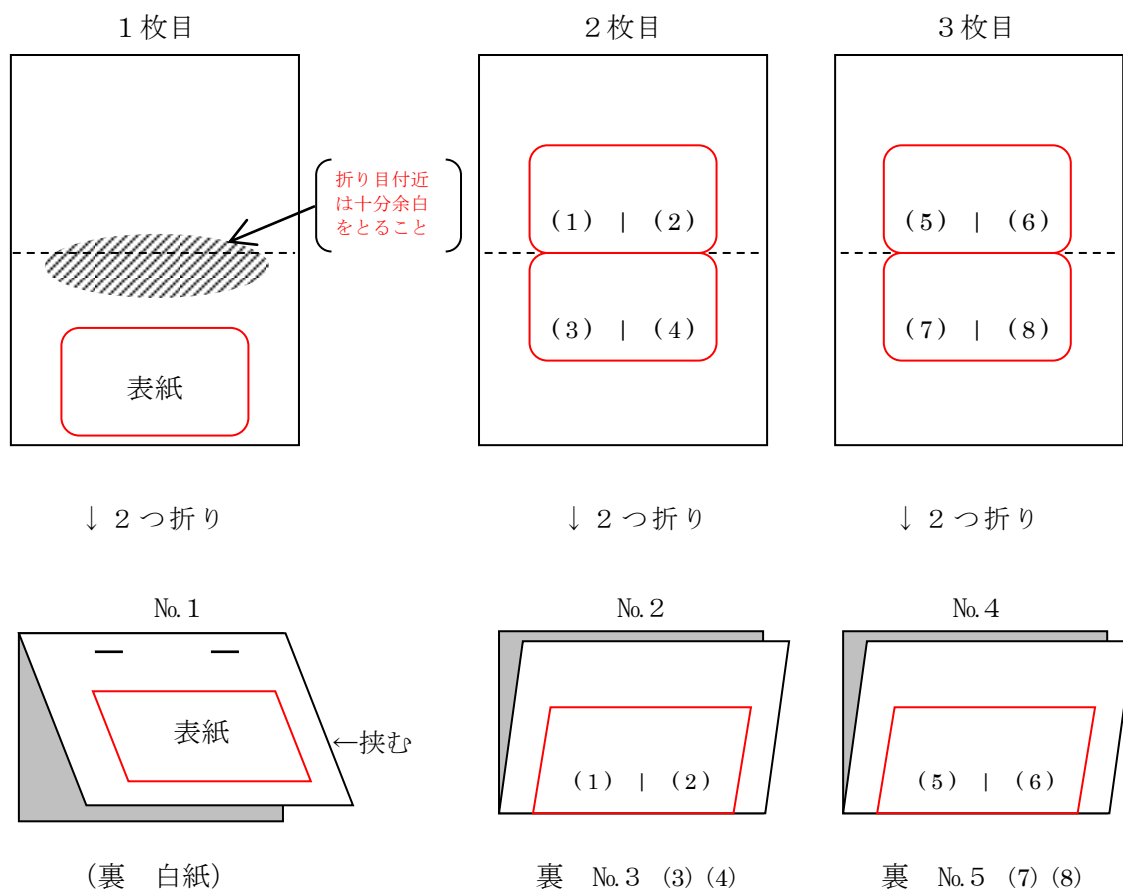
(2) 綴じ方について（例：記載事項が、カードの（8）までである場合。）

① 履歴書の表紙（No. 1、氏名、勤務歴等のページ）は、見開きのままコピーし、下図 1 枚目の様に山折りとする。

② No. 2 以下の履歴事項記載のページは、下図 2 枚目、3 枚目の様に、見開きでコピーし、谷折りとする。

③ 2 枚目の次（下）に 3 枚目を重ね、1 枚目に挟み込む。

④ 上部 2 カ所を、ホチキスで留める。



※ 表紙への押印は不要

4 よくある質問

Q 1 : 本校勤務の臨時職員が任期満了となりました。退職手当を請求できますか。

本資料の「1 退職手当該当者について」を参考にしてください。

任期満了から次の任用予定までに1日以上空きがある場合のほか、次の任用予定がなく自宅待機となる場合や、任期の途中で退職する場合には、履歴カードで任用期間を確認し、退職手当支給要件に該当している場合には、速やかに退職手当の請求手続きを行ってください。

Q 2 : 退職手当の請求はいつまでに行えばよいでしょうか。

年度末退職者については通知文書を発出しますので、記載されている期限までに提出し、年度中途退職者については退職日までに教育事務所に提出ください。

その他の例外として、死亡退職による退職手当請求で、退職日から請求まで1ヶ月以上の期間を設ける場合もあります。

Q 3 : 退職手当請求書を提出した後に引っ越しをします（しました）。退職手当を受給する前に現住所が変わった場合、必要な手続はありますか。

変更後の現住所の記載欄がある「退職手当請求書」および「退職所得の受給に関する申告書」を再提出してください。「履歴カードの写し」については、住所欄を追記して再提出する必要はありません。

Q 4 : 配偶者の日本人学校赴任に伴うにあたり、任期満了前に国内の住居を引き払い、ホテルに滞在することになりました。退職手当請求時の現住所はどこにすればよいでしょうか。

退職手当を支給する際に、退職手当請求書に記載されている現住所あてに通知を郵送しています。国外への通知郵送は想定していないため、国内で請求者に連絡が取れる住所（実家等）を現住所として記入してください。

Q 5 : 3月31日まで常勤の講師として勤務し任期満了を迎えましたが、4月1日付けで初任者研修に係る非常勤講師として採用になった場合、「退職日翌日の再就職」に該当しますか。

また、3月31日をもって任期満了後、他県の常勤講師として採用された場合についても、退職日翌日の再就職に該当するか教えてください。

非常勤職員の場合は該当しません。任用が途切れず他県の常勤講師として採用される場合は、就職先の団体の退職手当について、本県職員としての在職期間を通算する規定がある場合には該当しますので、就職先の団体に確認が必要です。

Q 6 : 3 月 3 1 日まで常勤の講師として勤務予定ですが、4 月 1 日から県内の教諭として採用が内定しています。「退職日翌日の再就職」にあたるので退職手当は請求できないようですが、この任用期間は無駄になってしまうのでしょうか。

3 月 3 1 日まで県内の公立学校で常勤講師として勤務し、引き続き 4 月 1 日に教諭として採用になる場合は、採用前の引き続く任用期間は採用後の勤務年数に加算されます。

Q 7 : 臨時職員の職員番号がわかりません。

教育事務所で記載しますので空欄で提出ください。

Q 8 : 金融機関コードがわかりません。

通帳、キャッシュカードに記載されている 4 桁（金融機関コード）＋ 3 桁（支店コード）の合計 7 桁の数字です。

インターネット上で調べることも可能ですが、最近の支店統廃合によるコード変更等は反映されていない可能性もありますのでご注意ください。また、教育事務所では通帳及びキャッシュカードの現物が確認できないため、誤りが無いか必ず確認するよう対象者に周知してください。

Q 9 : 臨時職員の任用期間の途中で、勤務日数が 1 8 日未満の月があると不利益が生じるとありましたが、具体的にはどのようなことが考えられますか。

不利益が生じる可能性があるのは、令和 2 年 3 月 3 1 日以前の任用期間についてです。任期期間の「途中」がいつ頃か、条件によって様々ではありますが、臨時職員本人にとって最も金銭的に不利益が生じる可能性として、退職手当が支給されない、または大きく減額される事が挙げられます。その他、退職手当の支給要件を満たしていなかった時期に関連して、雇用保険の加入期間が延長になることもあります。このような場合は、まず教育事務所へご相談ください。

令和 2 年 4 月 1 日以降の任用期間については、月の勤務日数が 1 8 日未満になっても不利益が生じることはありません。